

第1号議案 名古屋都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項	理 由						
<p>(第1号議案) 名古屋都市計画道路の変更</p> <p>○3・4・300号名古屋瀬戸線(尾張旭市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線街路との交差箇所数の変更 1箇所増 <table border="1" data-bbox="237 667 770 768"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差箇所数</td> <td>18箇所</td> <td>19箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋都市計画道路の変更 (尾張旭市決定) ○3・5・541号三郷駅前線 <ul style="list-style-type: none"> ・路線の追加 延長 約80m 幅員 15m 駅前広場面積 約2,500㎡ ○3・4・290号玉野川森林公園線 <ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場の廃止 駅前広場面積 約630㎡ ・名古屋都市計画第一種市街地再開発事業の決定 (尾張旭市決定) <ul style="list-style-type: none"> ・三郷駅前地区第一種市街地再開発事業 面積 約1.1ha ・名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更 (尾張旭市決定) <ul style="list-style-type: none"> ・防火地域面積 約1.1ha ・準防火地域面積 約102ha 		変更前	変更後	交差箇所数	18箇所	19箇所	<p>3・5・541号三郷駅前線の追加(尾張旭市決定)に伴い、3・4・300号名古屋瀬戸線の幹線街路との平面交差箇所数を18箇所から19箇所に変更するものである。</p>
	変更前	変更後					
交差箇所数	18箇所	19箇所					

・名古屋都市計画高度利用地区の決定

(尾張旭市決定)

種類 (地区名)	面積	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建蔽率の 最高限度	建築物の 建築面積の 最低限度
高度利用地区 (三郷駅前地区)	約1.1ha	40/10	10/10	8/10	200m ²
計	約1.1ha				

第2号議案 西三河都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項		理 由																														
<p>(第2号議案) 西三河都市計画道路の変更</p> <p>◎一部区間の廃止(県決定) 全5路線</p> <p>○3・5・27号荻原一色線(西尾市) ・ 一部区域の廃止 廃止延長 約3,230m</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>3・5・27 荻原一色線</td> <td>3・5・27 荻原割田 桐杭線</td> <td>3・4・115 味浜 一色線</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>約4,530m</td> <td>約600m</td> <td>約700m</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・4・34号吉良南北線(西尾市) ・ 一部区域の廃止 廃止延長 約790m</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>3・4・34 吉良南北線</td> <td>3・4・34 荻原川畑 吉田線</td> <td>3・5・116 富田 中央線</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>約3,530m</td> <td>約1,690m</td> <td>約1,050m</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・4・52号西尾口線(西尾市) ・ 一部区域の廃止 廃止延長 約2,520m</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延長</td> <td>約4,930m</td> <td>約2,410m</td> </tr> </tbody> </table>			変更前	変更後		名称	3・5・27 荻原一色線	3・5・27 荻原割田 桐杭線	3・4・115 味浜 一色線	延長	約4,530m	約600m	約700m		変更前	変更後		名称	3・4・34 吉良南北線	3・4・34 荻原川畑 吉田線	3・5・116 富田 中央線	延長	約3,530m	約1,690m	約1,050m		変更前	変更後	延長	約4,930m	約2,410m	<p>都市計画決定当時から社会経済情勢が変化したこと等を踏まえ、その必要性等を検証した結果、3・5・27号荻原一色線ほか4路線の一部区間を廃止する。</p> <p>上述の変更、3・4・23号岡崎一色線及び3・4・354号吉田荻原線の一部区間の廃止(西尾市決定)並びに3・4・453号岩堀線の全線廃止(幸田町決定)に伴い、3・4・1号蒲郡岐阜線ほか13路線の名称、位置、区域及び構造を変更するものである。</p>
	変更前	変更後																														
名称	3・5・27 荻原一色線	3・5・27 荻原割田 桐杭線	3・4・115 味浜 一色線																													
延長	約4,530m	約600m	約700m																													
	変更前	変更後																														
名称	3・4・34 吉良南北線	3・4・34 荻原川畑 吉田線	3・5・116 富田 中央線																													
延長	約3,530m	約1,690m	約1,050m																													
	変更前	変更後																														
延長	約4,930m	約2,410m																														

○3・4・72号岡山富田線(西尾市)

- ・ 一部区域の廃止

廃止延長 約760m

	変更前	変更後
名称	3・4・72	3・5・72
	岡山富田線	上横須賀 富田線
延長	約2,610m	約1,850m

○3・5・74号木田吹貫線(西尾市)

- ・ 一部区域の廃止

廃止延長 約590m

	変更前	変更後
名称	木田吹貫線	上横須賀 木田線
延長	約1,220m	約630m

【参考】

◎全線廃止及び一部区間の廃止(市・町決定)

全3路線

○3・4・23号岡崎一色線(西尾市)

- ・ 一部区域の廃止

廃止延長 約1,450m

○3・4・354号吉田荻原線(西尾市)

- ・ 一部区域の廃止

廃止延長 約1,850m

○3・4・453号岩堀線(幸田町)

- ・ 路線の廃止

廃止延長 約1,030m

◎名称、位置、区域及び構造の変更

(県決定)

全14路線

○3・4・1号蒲郡岐阜線(幸田町)

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更

1箇所減

	変更前	変更後
交差箇所数	22箇所	21箇所

○3・2・2号衣浦岡崎線(西尾市)

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更

1箇所減

	変更前	変更後
交差箇所数	20箇所	19箇所

○3・5・21号生平幸田線(幸田町)

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更

1箇所減

	変更前	変更後
交差箇所数	8箇所	7箇所

○3・4・23号岡崎西尾線(西尾市)

- ・ 名称変更
- ・ 位置(起終点等)の変更
- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更

1箇所減

	変更前	変更後
名称	岡崎一色線	岡崎西尾線
交差箇所数	23箇所 (18箇所)	17箇所

○3・5・27号荻原割田桐杭線(西尾市)

- ・ 名称変更
- ・ 位置(起終点等)の変更

	変更前	変更後
名称	荻原一色線	荻原割田 桐杭線

○3・4・34号荻原川畑吉田線(西尾市)

- ・ 名称変更
- ・ 位置(起終点等)の変更
- ・ 区域の変更
- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更

1箇所減

	変更前	変更後
名称	吉良南北線	荻原川畑 吉田線
交差箇所数	7箇所 (5箇所)	4箇所

○3・3・51号西尾吉良線(西尾市)

- ・ 位置(起終点等)の変更
- ・ 区域の変更
- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更

2箇所減

	変更前	変更後
延長	約7,870m	約7,850m
交差箇所数	8箇所	6箇所

○3・5・54号西尾幡豆線(西尾市)

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更

1箇所減

	変更前	変更後
交差箇所数	5箇所	4箇所

○3・5・72号上横須賀富田線(西尾市)

- ・ 名称変更
- ・ 位置(起終点等)の変更
- ・ 代表幅員の変更

	変更前	変更後
名称	3・4・72	3・5・72
	岡山富田線	上横須賀 富田線
幅員	16m	12m

○3・5・74号上横須賀木田線(西尾市)

- ・ 名称変更
- ・ 位置(起終点等)の変更

	変更前	変更後
名称	木田吹貫線	上横須賀 木田線

○3・5・88号西尾環状線(西尾市)

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更
1箇所減

	変更前	変更後
交差箇所数	12箇所	11箇所

○3・4・95号六栗大草線(幸田町)

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更
1箇所減

	変更前	変更後
交差箇所数	6箇所	5箇所

○3・4・115号味浜一色線(西尾市)

- ・ 名称変更
- ・ 位置(起終点等)の変更
- ・ 代表幅員の変更

	変更前	変更後
名称	3・5・27	3・4・115
	荻原一色線	味浜一色線
幅員	12m	16m

○3・5・116号富田中央線(西尾市)

- ・ 名称変更
- ・ 位置(起終点等)の変更
- ・ 代表幅員の変更

	変更前	変更後
名称	3・4・34	3・5・116
	吉良南北線	富田中央線
幅員	16m	12m

第3号議案 弥富市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由																			
<p>(第3号議案)</p> <p>1 申請者 住 所 小牧市大字三ツ渚字西池田 195 番地の1 氏 名 ヤマショー金属株式会社 代表取締役 山本 茂</p> <p>2 名 称 ヤマショー金属株式会社 弥富工場</p> <p>3 位 置 弥富市楠1丁目7番の一部、8番</p> <p>4 敷地面積 5,460.00 m²</p> <p>5 参 考 (1) 処理施設 廃プラスチック類の破碎 89.28 t/日 がれき類の破碎 144.37t/日 (2) 建築物</p> <table border="1" data-bbox="240 1261 928 1597"> <thead> <tr> <th colspan="2">建 物</th> <th>構 造 階 数</th> <th>建築面積</th> <th>延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">既 設</td> <td>工場 棟</td> <td>鉄骨造 2 階建</td> <td>1188.44 m²</td> <td>1387.62 m²</td> </tr> <tr> <td>事務 所棟</td> <td>鉄骨造 2 階建</td> <td>131.40 m²</td> <td>259.20 m²</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td></td> <td>1319.84 m²</td> <td>1646.82 m²</td> </tr> </tbody> </table>	建 物		構 造 階 数	建築面積	延べ面積	既 設	工場 棟	鉄骨造 2 階建	1188.44 m ²	1387.62 m ²	事務 所棟	鉄骨造 2 階建	131.40 m ²	259.20 m ²	合 計			1319.84 m ²	1646.82 m ²	<p>申請者は、平成 15 年に産業廃棄物処分業の許可を受け、中間処理を行っている。</p> <p>このたび、産業廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、産業廃棄物を処理する作業場を新たに計画したところ、工業地域における廃プラスチック類の破碎施設の処理能力が 6t/日、がれき類の破碎施設の処理能力が 100t/日の基準を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画である。</p>
建 物		構 造 階 数	建築面積	延べ面積																
既 設	工場 棟	鉄骨造 2 階建	1188.44 m ²	1387.62 m ²																
	事務 所棟	鉄骨造 2 階建	131.40 m ²	259.20 m ²																
合 計			1319.84 m ²	1646.82 m ²																

第4号議案 尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業の事業
計画に対する意見書について

事業計画の概要	理 由
<p>(第4号議案)</p> <p>1 事業名 尾張都市計画事業 小牧本庄土地区画整理事業</p> <p>2 施行者 小牧市</p> <p>3 施行面積 約 25.4ha</p> <p>4 施行予定期間 令和3年度～令和 17 年度</p> <p>5 平均減歩率 20.08%</p> <p>6 総事業費 約 101 億円</p>	<p>令和2年3月 27 日に小牧市により都市 計画決定された本土地区画整理事業の 事業計画について、令和3年1月 28 日か ら2月 10 日までの間、公衆の縦覧に供し たところ、2通2名の方から意見書の提出 があったので、土地区画整理法第55条に 基づき、意見書を本審議会に付議するも のである。</p> <p>○土地区画整理法 (事業計画の決定) 第55条第1項～第3項(※要旨)</p> <p>市町村が事業計画を定めようとする場合 は、市町村長は、事業計画を2週間公衆 の縦覧に供しなければならない。</p> <p>利害関係者は、この事業計画に意見が あるときは、都道府県知事に意見書を提 出することができる。</p> <p>都道府県知事は、意見書の提出があつ たときは、これを都道府県都市計画審議 会に付議しなければならない。</p>